

平成25年 3 月 6 日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成25年 3 月 6 日  
開会 9 時58分 閉会 11時35分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席委員 7 名  
委員長 芳滝仁 副委員長 藤原孟  
委 員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍 聴 者 小島智恵 谷口和弥
- 5 説 明 員 町長 岡田和夫 民生部長 菅好弘 こども課長 山岸伸雄  
保健課長 境谷美智子 町民課長 横山義嗣 保育係長 半田健
- 6 事 務 局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 7 審査事件 1 付託された議案の審査について  
(1) 議案第21号 幕別町立保育所条例  
(2) 議案第22号 幕別町保育実施条例  
(3) 議案第23号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例  
(4) 議案第24号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例  
(5) 議案第25号 幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例  
(6) 議案第26号 幕別町暴力団排除条例  
2 付託された陳情の審査について  
(1) 陳情第 3 号「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求め  
る陳情書  
3 その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 芳 滝 仁

## ◇審査内容

(9:58 開会)

- 委員長（芳滝 仁） ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。  
最初に、事務局から報告を。
- 議会事務局長（米川伸宜） 本日、成田委員から遅参する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。
- 委員長（芳滝 仁） 付託された議案の審査につきまして、1、議案第21号、幕別町立保育所条例、2、議案第22号、幕別町保育実施条例、3、議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例、4、議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例、5、議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例、そして、6、議案第26号、幕別町暴力団排除条例につきまして、まず審査をさせていただきたいと思っております。  
続いて、付託されました陳情の審査について、陳情第3号、「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書、最後に陳情につきまして審査をしたいと思っております。  
今日は、町長ほか担当の部長、説明員が出席していただいておりますので、まず説明をお願いしたいと思います。
- 民生部長（菅 好弘） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。  
議案第21号、幕別町立保育所条例並びに議案第22号、幕別町保育実施条例につきまして提案の理由を説明させていただきます。  
初めに、議案第21号、幕別町立保育所条例であります。  
現行の幕別町立保育所条例におきましては、町立保育所の設置及び指定管理者に係る管理並びに保育の実施内容等を定めておりますが、このたび札内南保育所の民営化を進めるに当たり、公立保育所、私立保育所を問わず、その事業実施内容及び費用の負担等、児童福祉法第24条第1項に規定する市町村における保育の実施義務につきまして、新規制定条例で規定いたしますことから、幕別町立保育所条例、その全部を改正しようとするものであります。  
それでは、条文の改正に沿いまして改正の内容を説明いたします。  
議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。  
第1条は、児童福祉法第39条の規定に基づき、町立保育所の設置を定めるものであります。  
第2条は、保育所の名称、位置及び定員を定めるものであります。民営化へ移行する札内南保育所を除き、町立保育所として設置運営する保育所を規定するものであります。  
第3条は、職員の配置を定めるものであります。  
第4条は、保育時間及び休日について定めるものであります。  
第5条は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、保育所の管理の代行、いわゆる指定管理者に対する管理の代行について定めるものであります。  
議案書の4ページになりますけれども、第2項では、指定管理者が第4条に規定する

保育時間等を町長の承認を得て変更することができる旨の規定であります。

第6条は、指定管理者が行う業務について定めるものであり、保育の実施及び施設の管理等について規定するものであります。

第7条は、指定管理者が行う管理の基準を定めるものであります。

第8条は、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

第2条の保育所の名称、位置及び定員を定める規定で、札内南保育所につきましては、保育所を引き継ぐ民間事業者が決定し、児童福祉法第34条第4項の規定により、児童福祉施設の設置について北海道知事の認可を受ける日までは、表内にあります札内南保育所を規定し、町立保育所として引き続き運営を行うものであります。

次に、議案第22号、幕別町保育実施条例につきまして説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、議案第21号、幕別町立保育所条例でご説明いたしましたが、札内南保育所を民営化するに当たり、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、幕別町における保育の実施に関し、公立保育所、私立保育所を問わず、その実施基準、費用の負担、入所の手続などを定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第1条は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、市町村における保育の実施義務について規定をするものであります。

第2条は、日中、保護者が仕事などにより、乳幼児を養育することができない状態にあるなど、保育に欠ける要件について定め、それらの乳幼児について保育を実施する旨を規定するものであります。

第3条は、感染症等により、ほかの入所児童に影響を与えるような疾患及び保育の実施に耐えることができない乳幼児などについての入所の制限について規定をするものであります。

議案書の6ページになりますが、第4条は、入所を希望する方に対する入所の手続について規定をするものであります。

第5条は、退所及び保育の実施の解除などの手続を定めるものでありますが、第2条で規定する保育に欠ける要件を具備しなくなったなど、保育の解除または停止について規定するものであります。

第6条は、保育料の規定及び費用の納付について定めるものでありますが、7ページ別表をご覧くださいと思いますが、本町につきましては、7階層14段階の所得階層区分により保育料を定めており、備考に掲載しております条項も含め、現行保育料の算定方法に変更はありません。なお、現行保育料の規定につきましては、規則で定めておりましたが、保育所の民営化により、より明確に保育料算定の根拠を示すことが必要と考え、条例で規定をするものであります。

第7条は、月途中での入所、退所についての費用納付の特例について定めるものでありますが、日割りにより費用を計算するものであります。

第8条は、保育料の減免などの規定について定めるものであり、第2項につきまして

は、里親に委託されている児童に関する保育料の免除規定であります。

第9条は、不服申し立ての手續について定めるものであります。

次のページになりますけれども、第10条は、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は平成25年4月1日から施行するものとし、第2項において、条例施行後に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 委員長（芳滝 仁） 議案第21号、22号の説明が終わりましたので、質疑がありましたら、お受けいたします。 小川委員。

○ 委員（小川純文） 保育所条例のほうなのですけれども、4条のほうに保育時間及び休日の規定が載っておられると思うのですけれども、先般も民営化のプロポーザルの中で、休日保育というものが出ていたと思うのですけれども、これはこの文言にのっとったように、休日保育を実施するという場合においては、町のほうに届け出れば、その保育所のほうは休日保育をできるというシステムなのか、ここで一応、条例では休日という形で規定しているのですけれども、そこら辺の説明をお願いいたします。

○ 委員長（芳滝 仁） 課長。

○ こども課長（山岸伸雄） 今、小川委員のご質問でございますが、幕別町立保育所条例第4条でございますが、これにつきましては、あくまでも幕別町立保育所の条例ということで、町立保育所として運営にするに当たっての規定でございます。

ご質問の延長保育また休日保育等に関する、今回、プロポーザルを受けた中においての保育の扱いでございますが、これにつきましては、それぞれの委託契約において、その費用の負担のあり方等を含めて、契約の中で整理されていくということでございます。以上です。

○ 委員長（芳滝 仁） 小川委員。

○ 委員（小川純文） それは、今回の民設民営の場合はそういうことでありますけれども、そうしたら業務委託のほうの青葉のほうはどういう形になるのでしょうか。青葉のほうも契約の中でということですか。

○ 委員長（芳滝 仁） こども課長。

○ こども課長（山岸伸雄） 青葉保育所につきましては、町立保育所としての考え方になりますので、この保育所条例の規定になります。そういうことで、町長が必要と認めたときに、その時間を変更し、かつ契約において明確にしていくということになります。

○ 委員長（芳滝 仁） ほかに。中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 条例の中身の一つ一つについては特に質問はないのですけれども、幕別町が保育所運営を始めて以来、この改正案というのは、初めてのといいますかね、大変大きな改正だと思っております。結局、これまで町が直営で直接保育をしていたものを民間保育を可能にしていくということなものですから、その民間に移行することについては機会あるごとに異議といいますか、申し上げてきたのですけれども、今、子供の数が減っていくとか、それから就労する親がふえていくとか、その時、その時のさまざまな経済状況も含めて変化の中で、保育を必要とする人も変わってくる、そういった流れもあると思います。そういう中で、指定管理の方向を決めたときなども、この幕別町

の将来の保育所のあり方について示してきていただきました。今回、こういうふうに4カ所に定めて出されてきているのですけれども、今の時点で、現時点でそれぞれの保育所を、最終的にこれを全部町営でやり抜くのか、指定管理を含めてさらに考えていられるのか、方向性について伺っておきたいと思います。

- 委員長（芳滝 仁） 町長。
- 町長（岡田和夫） 何年か前に町立保育所の今後の設置運営計画というものを出示させていただきましたので、指定管理者が今青葉保育所、今回、南保育所を民設民営と、そして今、一つ残っているのは、幕別地区の幼稚園と幕別中央保育所を一つにして、今で言う認定こども園的な形で進めていこうと。そこまでの計画ですので、今ここにあります保育所については、引き続き町営で、公立で進めていきたいという考えであります。

今、中橋委員、お話ありましたように、時代の変遷でいろいろ保育所も変わってまいりました。私が担当しているところは、もちろん措置費でしたから、保育所一つ建てるときも、たしかあのころは国が4分の2で、道が4分の1で、町が4分の1で保育所ができた時代が、今は町営でやると建設費の補助もない、何が一番大きいかということは、いわゆる待機児童を解消するためにどんどん施設をふやしていく。そのために民間の力をかりるといようなことで、こういうことになってきているわけで、なかなか全国一律という問題が、ほかの他町村にも影響あるのだろうと思いますけれども、幸いといいますか、うちはおかげさんで、まだ札内地区は定員を上回るぐらいの応募がいるという状況ですから、何とか住民の皆さんの期待に応えるためにも、早期の改修、新たな保育所の新設ということで、今回、民営の方式をとらせていただいたわけではありますが、私は最後までやはり地域のために、子供のために、保護者の皆さんに喜んでもらうため、そういったことをこれからも重要視しながら、民設とはいいいながらも、当然、町としても事故のないように円滑な運営にかかわってまいりたいというふうに思っております。

- 委員長（芳滝 仁） ほかにございますか。  
(なしの声あり)
- 委員長（芳滝 仁） では、質疑がないようですので、質疑を終了いたしまして、この一括議案に対しまして、討論、採決を後ほど行いたいと思います。  
ここで、説明員の交代のため、暫時休憩をいたしたいと思います。  
説明員の方、どうもありがとうございました。

(暫時休憩)

- 委員長（芳滝 仁） 休憩を解いて、再開をいたします。  
続いて、議案第23号、議案第24号、一括して説明をお願いいたします。部長。
- 民生部長（菅 好弘） それでは、大変長い条例が出ておりますので、説明入ります前にちょっとお話をさせていただきますが、今回は地域一括法の地域自立支援一括法ですね、これの関係で、今まで国が定めていた基準を町が定めなければならないということになりました。その前段で、国が定めている基準、これについては全てそのまま町条例の中で定めております。

ただ、2カ所だけ新たに加えた部分がございます。それは後ほども説明いたしますが、記録の保存というのがあります。この記録の保存の部分については、国は2年間というふうになっておりますけれども、町の条例では5年間に定めたと。これが1点あります。

それから、もう一つは、自然災害に対する部分でございますけれども、これも後ほど説明いたしますが、これは北海道条例の中で定めておまして、これを北海道条例の定めたものと同様に町の条例でも定めているというところになります。

この2点が新たに変わっている部分でありまして、ほかのいろいろなサービスの基準、設置の基準、こういったものについては国の基準をそのまま条文の中に入れておりますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

大変長い条例ですので、できるだけゆっくりご説明させていただきたいと思いますが、主に章ごとに説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例並びに議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例」につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページになります。

本条例は平成24年4月1日に施行されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これにより介護保険法が一部改正されましたことに伴いまして、これまで国が定めておりました地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これらを幕別町の条例として定めるものであります。

条例制定のルール並びに考え方につきましては、これまで法や政省令などで定められておりました基準は、根拠とする法令の中で従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準の3類型に基づき定めることとされております。

この従うべき基準というのは、省令で定める基準に従い定めるものであり、条例の内容を束縛し必ず適合しなければならないもの。項目といたしましては、従業員の人数、または居室の床面積、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の利用定員。運営に関する事項でいきますと、利用入所する要介護者のサービスの利用、処遇、安全確保、秘密保持に密接に関係するものが当てはまっております。

次に、標準とすべき基準というのは、省令で定めます基準を標準としつつ、合理的理由の範囲の中で地域の実情に応じた内容を定めることが許容されるものであり、項目といたしましては、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護以外の利用定員が当てはまっております。

このため、従うべき基準、標準とすべき基準とされる項目につきましては、厚生労働省令の基準に従って同様の内容を規定するものであります。

3点目といたしまして、参酌すべき基準、これは地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであり、項目といたしましては、従うべき基準、標準とすべき基準以外の苦情処理や非常災害対策などの設備及び運営に関する項目が当てはまります。この参酌基準とされている項目につきま

しては、厚生労働省令の基準どおりに定めることを基本としつつ、平成24年12月に公布されました北海道条例と整合性を図りながら、これまで事業者に対して行った指導などを踏まえて、独自の基準を盛り込むことといたしております。

なお、本条例の制定に当たりまして、平成25年1月に条例素案のパブリックコメントを行うとともに、町内の地域密着型サービス事業所に対しての意見募集を実施いたしました。そのことによりまして、意見などはございませんでした。また、1月31日に開催いたしました幕別町介護保険運営等協議会の中で設けております地域密着型サービス運営委員会におきまして、条例の内容等について説明をいたしまして、了承を得ているところであります。

それでは、議案第23号、幕別町地域指定密着型サービス基準条例につきまして、条文につきましてご説明を申し上げたいと思います。

第1章総則、第1条から第4条は、本条例の趣旨や定義、指定地域密着型サービスの一般原則などを定めておりますが、指定地域密着型サービスの指定を受けることができるものにつきましては、厚生労働省の規定どおり法人であることと定めております。

次に、議案書の14ページになりますけれども、第2章から第9章までは対象サービスごとの人員、設備及び運営に関する基準を定めております。

第2章、第5条から第45条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について定めておきまして、議案書の35ページになりますけれども、第3章、第46条から第60条までは夜間対応型訪問介護について基準を定めております。

現在、幕別町におきましては、該当する事業所は存在いたしません。

なお、町の独自の基準といたしまして、議案書の34ページ、第43条及び議案書の42ページ、第59条で、記録の整備の項目になりますが、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、保険者はその介護報酬の返還請求をすることとなります。返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により、事業者が介護報酬を受け取ってから5年と定められております。

これに対し、国の基準では、保存すべき記録の保存期間が2年と定められておりますが、監査を実施しても返還額の確定に必要な記録が事業所に残されておらず、不適正な介護報酬の返還を追及できない場合がありますことから、返還額の確定に必要な諸記録につきましては、保存期間を5年とする規定を定めたものでございます。この部分は、町の独自の規定になります。

続きまして、議案書の43ページをお開きいただきたいと思いますが、第4章、第61条から第81条までは認知症対応型通所介護について基準を定めたものでありますが、現在、本町には2事業所がサービスを提供しております。

議案書の52ページをお開きいただきたいと思いますが、第77条では非常災害対策について規定しているものであります。国の基準においては、自然災害対策について明文化されておらず、12月に公布されました北海道の条例で、自然災害対策を含むものとする追加しておりますことから、北海道条例との整合性を図り、事業者は非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地震災害、風水害、その他自然災害に係る対策を含むものとしなければならないと第2項に規定を追加するものであります。これも町独自に定め

ております。

なお、第2章、第3章と同様に、次のページになりますけれども、第80条で記録の整備として諸記録の保存期間を5年とする規定を定めております。

次に、第5章から第9章についてご説明いたします。

議案書の54ページをお開きいただきたいと思います。

第5章、第82条から第109条までは、小規模多機能型居宅介護につきまして基準を定めたものでありますが、現在、本町においては1事業所がサービスを提供しております。

次に、議案書の69ページになりますが、第6章、第110条から第129条までは、認知症対応型共同生活介護につきまして基準を定めたものであります。現在、幕別町においては9事業所がサービスを提供しております。グループホームということになります。

次に、議案書の79ページになりますが、第7章、第130条から第150条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護につきまして基準を定めたものでありますが、幕別町には現在、該当する事業所はありません。

90ページになります。

第8章、第151条から第190条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、このうち107ページになりますが、第5節の第179条から第190条まではユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設につきまして規定をしているものでございますが、本町においては2事業所がサービスを提供しております。

議案書の115ページになりますが、第9章、第191条から第203条までは、複合型サービスにつきましてそれぞれ基準を定めておりますが、幕別町に該当する事業所はございません。

第5章の小規模多機能居宅介護から第9章の複合型サービスまでは、記録の整備として保存期間を5年とする規定及び非常災害対策として自然災害を含む規定を第2章から第4章と同様に設けております。

議案書の124ページになりますが、第10章、第204条につきましては委任規定であります。

附則についてであります。本条例は平成25年4月1日から施行するものであります。経過措置につきましては附則に規定をいたしたところであります。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の129ページをお開きいただきたいと思います。

第1章総則、第1条から第4条は、本条例の趣旨や定義、指定地域密着型介護予防サービスの一般原則などを定めておりますが、指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができるものにつきましては、厚生労働省の規定どおり法人であることを定めております。

第2章から第4章までは、対象サービスごとの人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

議案書の131ページをお開きいただきたいと思います。

第2章、第5条から第43条までは、介護予防認知症対応型通所介護について基準を定めたものでありますが、現在、本町には2事業所がサービスを提供しております。なお、町の独自の基準といたしまして、議案書の144ページになりますが、第31条で非常災害対策、これについて規定をいたしております。これは前段の前条例の内容と同じですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、議案書の147ページ、第41条では記録の整備の項目となります。これも先ほどの説明と同様でございます。保存期間を2年から5年に町独自で定めるものであります。

続きまして、議案書の150ページをお開きいただきたいと思ひます。

第3章、第44条から第70条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護について基準を定めたものでありますが、現在、本町においては1事業所がサービスを提供しております。

議案書の167ページになります。

第4章、第71条から第91条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護について基準を定めたものでございますが、本町においては9事業所がサービスを提供いたしております。

第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護及び第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護におきましても、第2章同様、記録の整備並びに非常災害対策について、それぞれ同様に基準を定めております。

議案書の178ページになります。

第5章、第92条につきましては、任意規定であります。

附則についてでございますが、本条例は平成25年4月1日から施行するものでありますが、経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

- 委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思ひます。質疑のある方は挙手をお願ひいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 細かいことではないのですが、今、部長のほうから、結局、一括法のもとで国が持っていたものを町で持たなければいけないと。そのときの基準として三つあるのだということでした。絶対従わなきゃならないこと、標準とすること、参酌とすること。それで、絶対に従わなきゃならないことは、そのまま入れなきゃだめです。標準とすることあたりからなのですが、例えば、ちょっと合っているかどうかかわからないですが、介護施設等で、今年もありましたけれども、入所施設で火災が発生して、長崎だとか、札幌でもあったのですが、事故ありますよね。夜間1人なのです。それで、あれも最初から2人だったらという思いをずっと持ちながらいたのですが、標準のところのその人員の配置あたりで、そういうことが、例えば町として1人以上を2人とできるのか。できた場合に財政措置とかというのは、この標準あるいは参酌のところ、町独自でいろいろなことを決めて、財政的な支援が必要になってしまった場合に、ちゃんと厚労省が応援してくれるのか、くれないだろうと思うのだけれども、そういうことも含めて見きわめていかなければいけないのだろうな

と思ひまして、どうでしょうか。

- 委員長（芳滝 仁） 保健課長。
- 保健課長（境谷美智子） 人員に関しては、現在まだ従うべき基準ということで、そこを町がいじれることではないと。ただ、今おっしゃっていただいたとおり、非常災害時等については、標準とすべきものということにはなっているので、国としても今回の災害、災害とっていいのかわかりませんが、人災ですけれども、あれを受けて、この基準そのものを変えていくという方向で動いているというふうに聞いております。  
現行、うちではこの標準とすべき、今回の条例改定においては、標準とするところまではちょっと動かすというふうに、同じ市町村の中に国の指定だったり、道の指定だったりする施設とうちの施設が混在します。その中で余りに大きくいろんなことが変わってくることもいかなものかということもありますので、そのところは、現在、今回の制定では定めていないのです、そこまでは。標準までは、基本的には全部当たりましたけれども、動かしていないと。ただ、今のことに関しては、国もそれは大きな問題であるということは視点で捉えておりますので、今後、検討していくということで、近い将来に向けてということでお話は聞いています。
- 委員長（芳滝 仁） ほかにございせんか。 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 今の質問のちょっと関連なのですけれども、災害や何かのときも施設ごとにはきちっとそういう消防法でこれをつけなければいけないということがありますがけれども、現実は大変厳しくて、言われてはいるけれども、なかなかそのきちっとした使い方、また何年も使っていないとかっていうことがあり得ると思うのです。そして、この役場にしてもスプリンクラーがあるけれども、使っているのかなというようなこともやっぱりあると思うのです。札幌なんかの事故でも、施設の事故でも、一応、何回も言われてはいるけれども、それはわかっているけれども、現実お金がかかるからそこまで回らないというときに、事故が起きたということがあると思うのですけれども、そういう点についてはどうなのでしょう。
- 委員長（芳滝 仁） 保健課長。
- 保健課長（境谷美智子） 設置に関して、例えばスプリンクラーですとか、その他に関して、設置基準はもちろん満たす形で、昨年度まで年次をおきながら全ての施設で基準を満たす形でつけていますし、必要などころにはそういうこと見えています。今回も災害を受けて、長崎のことを受けて、2月12日から15日の間で、うちの消防が全ての施設の点検に入っております。日常的にもスプリンクラーを動かしてみるということはできないのかもしれませんが、ただ、基本的に、例えば水が行くところがどうなっているかとか、そのねじが壊れていないかとか、そういう基準をきちんと決めた形での点検というのは定期的に入っておりますので、そのところは安心していいかと思ひます。ただ、それは絶対かと言われると、私もちょっとやってみるということではできないと思うので、ただ、そういうことできちんとした形では積み上げています。
- 委員長（芳滝 仁） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 私もこうなる前に違うところで勤めていたときも、消防署が来るから、今日はここには荷物を置かない、今日はここはだめだという、消防署が抜き打ち

で入るわけではないので、今日は消防署が来るからここに商品を置いてはいけない、ここだけはきちっと置いておく。そして、消防署が帰ったら、また、そこに商品を並べるというようなことがやっぱり往々にしてあったのですよね。ですから、やはりそういう検査のときは、どの施設でも、今日は消防署が来るからここにこういうものを置いてはだめだよと、帰ったら防火栓の先に出てもいいよというような状況もないとは言い切れなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

- 委員長（芳滝 仁） 部長。
- 民生部長（菅 好弘） いろんな意味で、それは、一つは設置者のモラルという問題になります。法律ではそのようにしなければならないということになりますから、当然、そういった形で、もし火災が起きたり何なりした場合は、消防法に基づいて罰せられる部分になってきますし、ただ、それをそのような対応をもし設置者がしていたということについては、なかなか法律の中では縛り切れない部分だというふうに思うのです。ですから、そこは設置者のモラルに期待をする部分だというふうに考えております。

- 委員長（芳滝 仁） ほかに質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） それでは、ほかに質疑がないようですので、議案第23号並びに議案第24号の質疑は終了いたします。

討論、採決は後ほど行いたいと思います。

続けて、議案第25号の説明をお願いいたします。民生部長。

- 民生部長（菅 好弘） それでは、議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の180ページをお開きいただきたいと思います。

国は、新型インフルエンザ及び全国的急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にとどめることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定し、平成24年5月11日に公布をいたしましたところであります。

本条例につきましては、同法第34条に新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置しなければならないと規定をされております。あわせて同法第26条では、市町村対策本部に関し、必要な事項は市町村の条例で定めることとされております。

なお、同措置法が平成25年5月10日までに施行されますことから、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるものであります。

条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第1条は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、その対策を的確かつ迅速に対応するため、必要な事項を定めることを目的とするものであります。

第2条は、対策本部の組織について定めたものでありますが、同特別措置法では、町対策本部長の長は町長をもって充てるとしてあります。

第3条は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うために必要に応じ、

会議を行うことを定めたものであります。

第4条は、対策本部に部を置き、その対策に関する事務を掌理することを定めたものであります。

181ページになりますが、第5条は、任意規定を定めたものであります。

附則といたしまして、この条例の施行は、法の施行の日からと定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

- 委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。藤原委員。
- 委員（藤原 孟） これは発生対策本部設置ということですが、当然、前に町職員に対しては全員、予防接種を義務づけるとか、そういうことは行っているのでしょうか。要するに、発生したときの原因たるものは町職員だなんてことになっていくと、または、本部に来た人が全く予防接種も何の処置もしていないで集まって、そこからまだ発生していくということになると。
- 委員長（芳滝 仁） 保健課長。
- 保健課長（境谷美智子） これ、まだまだ、今回、25年の2月27日に国で決めたものに対するテレビ会議ということで、市町村におりてきたものの中での、まだ確定ではないのですけれども、この非常事態措置インフルエンザ発生が起きた場合においては、都道府県の段階で学校、興行場、それから医療体制を確保しなければいけないというところで、それらの指示が出るであろう。それは、市町村でどんなふうを実施していくかというのは、その先にあるのですけれども、そういうことを判断して決定する機関としては、北海道がその指令を出すという形で、現在のところ役割分担されています。  
ただ、今後の予定として、新型インフルエンザについては、その条例、要綱等が定まった段階で、北海道のほうで行動計画というのが立ちます。その行動計画に沿って、市町村が行動計画を立ち上げますので、その段階で明確にしていきたいと思っています。
- 委員長（芳滝 仁） ほかに。  
(なしの声あり)
- 委員長（芳滝 仁） それでは、質疑がないようですので、議案第25号に対する質疑は終了いたします。  
討論、採決は後ほど行いたいと思います。  
ここで、説明員の交代のため、暫時休憩いたします。  
説明員の方、ありがとうございました。

(暫時休憩)

- 委員長（芳滝 仁） 休憩を解いて、再開いたします。  
次に、議案第26号、幕別町暴力団排除条例について説明をお願いいたします。民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） それでは、議案第26号、幕別町暴力団排除条例の提案理由をご説明申し上げます。

本条例制定の背景についてであります。平成4年3月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、この施行後、警察による暴力団の取り締まりも強化され、これによる一定の成果も上がっておりますが、今なお暴力団は勢力を維持している現状にあると言われております。

暴力団の資金源獲得活動につきましては、従来の恐喝、覚醒剤の密売などの違法行為から、経済社会の変化に伴い、最近では組織実態を隠蔽し、企業や行政機関に不当要求を行ったり、企業活動を仮想し建設業や金融業、あらゆる経済基盤への進出を図るなど、多種多様な資金獲得活動を行っているのが実態という報告もされております。

このような状況から、全国的に暴力団排除条例制定の機運が高まり、平成22年4月1日の福岡県に始まり、北海道においても平成23年4月1日に北海道暴力団排除条例が施行され、その後、都道府県で条例が制定され、全国の市町村や道内の市町村においても条例の制定に向けた動きが加速しているところでございます。

本町における条例制定の必要性についてであります。北海道暴力団の排除の推進に関する条例の規定は、道民、道内の事業所に対して等しく適用され、独立し対等な自治体における幕別町の事務事業に関しては同条例で規定することができないと解釈されております。本町の事務事業から暴力団排除をするためには、本条例で規定しなければなりません。

これまで、本町における取り組みは、平成9年に防犯の町宣言を行い、安心・安全なまちづくりを推進しているほか、平成22年には幕別町営住宅の暴力団員排除に関する要綱を定め、暴力団員の入居制限に取り組んでいるところであります。本条例の制定により、より具体的な施策を推進しようとするものであります。

暴力団対策法が平成4年に施行され20年近く経過いたしますことから、暴力団の勢力は全国で8万人と横ばい状態が続いており、一向に大きく減少する気配がありません。帯広警察署管内におきましても、現在のところ、12団体187名、うち幕別町には4名の構成員が確認されております。道内の警察署別では函館中央署、釧路署に継ぎ3番目で、犯罪による検挙者も昨年度は60名ということでありました。

それでは、議案書に基づきまして説明をさせていただきます。

議案書の182ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、幕別町暴力団排除条例の目的を定めたものであり、町民、事業者、行政が一体となって町民の生活や社会活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な生活を実現することを目的といたしております。

第2条は、定義を定めております。

第3条は、基本理念を定めたものであり、社会全体として暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していく上で、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない、暴力団と交際しないという暴力団排除、暴力追放における、いわゆる四ない運動により、幕別町からの暴力団の排除を推進する上での町、町民、事業者、関係機関及び関係団体の相互の連携協力の下に社会全体で行わなければならないと定めております。

183ページになりますが、第4条は、町の責務を定めたものであり、町民、事業者や警

察署などの関係機関と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進することについて規定をいたしております。

第5条は、町民の責務を定めたものであり、町民の取り組み方、事業者の事業活動のあり方及び町が実施する施策への協力や情報提供など、町民及び事業者の役割について規定をいたしております。

第6条は、町の事務事業における措置を定めたものであります。

184ページになりますが、第8条は、町民に対する支援を定めたものであり、町民及び事業者に対する町の支援などについて、情報の提供や警察との連携により、その安全の確保に努めると定めたものであります。

第9条は、青少年に対する教育などのための措置について定めたものであり、青少年が暴力団に加入することの防止及び暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないよう、町が設置する学校において教育を行うこと及び青少年の育成に携わる者に対して、町が支援などを行うことを規定したものであります。

第10条は、広報及び啓発活動について定めたものであります。

第11条は、委任規定を定めたものであります。

附則といたしまして、本条例の施行は、平成25年6月1日と定めたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ないですか。

（なしの声あり）

- 委員長（芳滝 仁） それでは、質疑はないようですので、議案第26号に対する質疑は終了いたしたいと思います。

説明員の方、ありがとうございました。

暫時休憩したいと思います。審議の途中でありますけれども、11時まで休憩をしたいと思います。

（10：53～11：03 休憩）

- 委員長（芳滝 仁） では、休憩を解いて、再開いたします。

付託されました議案の審査につきまして順に行っていきたいと思います。

議案第21号と第22号はかかわる話でありますので、一括して質疑を行っていただき、進めていきたいと思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

討論の前に意見がございましたら、ご意見をいただいて、今まで所管事務調査で積み重ねてまいりまして、さまざまなその疑問点につきまして勉強してきたことでもあります。ちょっと休憩をとらせていただきたいと思います。

（暫時休憩）

- 委員長（芳滝 仁） 再開いたします。

意見がないようでしたら、すぐ討論に進めさせていただきたいと思っております。

条例制定に反対する討論がありましたら、お願いいたします。中橋委員。

- 委員（中橋友子） この間、指定管理制度が導入されること以来、基本的な自分の考え方として、保育あるいは教育、いわゆる人を育てる子育て、学ぶという分野にかかわっては、やはり公的機関が直接責任を持って、教育、保育をしていくべきだという考えを持っておりました。

今日、町が提案される背景には、国のさまざまな支援に対する、あるいは責任に対する後退する内容がありまして、いわば先ほどの町長のお話でもありましたけれども、いたし方なくそちらのほうに進まざるを得ないというような感触も受けました。そういう中で、やっぱり貫いていただきたいという思いでいます。

私自身は、みなさんと一緒に勉強もしてまいりまして、民間でやっている保育所そのものを否定するものは何物もありません。例えば先日学ばせていただいた芽室町の保育などの施設あるいは運営方法を見せていただいて、本当に限られた時間での学ぶ機会でしたので、全部わかっているわけではありませんけれども、ああいった施設や、ああいった姿勢の保育士にうちの町の子供たちも保育をしていただきたいなという思いに駆られるような保育内容でありました。すばらしいなというふうに思いました。

一方では、そうでないなという、その後のプレゼンとか、いろんな中で、どうもそこを比較してしまうというところもありましてね。そういう思いで、だから、民間が独自で頑張っているというところは否定しないです。ただ、相対的に見たときに、今回も一般質問で労働問題ちょっとさわらせていただくのだけれども、まず保育士の待遇というのは確実に下がっています。民間と公的機関との差、6割であるところ、7割であるところ、地域によって違いがあります。

それと、やはり民間の場合には、こういう縛りをかけていても、それは民間の独自性でやりますので、芽室のような姿勢でやっただけならば最高いいのですけれども、そうならないとも限らない。というのは、民間というのはやっぱり営利というのは外せませんから。これを追求したときにどこで踏みとどまるかということも含めまして、営利に走らざるを得ない面、それがまた職員の待遇に降りかかってくるのですけれどもね。そうすると、やはりいい保育も安定した職員の労働条件なんかが保障されて保たれるという側面も大きいわけですから、そういった点でやっぱり公的で頑張りたいというふうに思います。

確かに今、新設した場合、直接は民間でないと補助金が来ないとか、それも現実にかかっています。ただ、そういう中でも上士幌町であるとか、東川町であるとか、過疎債を使えるところは過疎債、合併のところもあります。いろんな制度を活用して、町で建て、町で運営するという姿勢を持って進めているところも現時点でもあります。そういうことを思うと、やっぱり大変でしょうけれども、町で頑張りたいという思いから、この二つの条例については、私としては反対するということです。

- 委員長（芳滝 仁） 原案に賛成の方の討論はありますか。小川委員。
- 委員（小川純文） 今回こういうことで町のほうも、今、先ほど町長もお話ありましたけれども、いろいろな変遷の中で、やっぱり保育行政をやっている中に、町立という、公立という中はあるわけですけれども、やはり国の制度が、待機児童、先ほどもお話の

中にありましたとおり、待機児童の解消という中において、やっぱり緊急的にでもこれは保育施設の充実を図らなければならないという観点に立ったときに、民間活力というものも一つの利用策として整備をしていく中、やっぱり緊急性に対応するという中においては、民間活力も非常に有効なポイントであるという国の政策の中でいろんなシステムが組み立て、今回も町が大きく判断した中には、やはりこの施設建設という中における整備ですか、そこに当たってはやっぱり国の支援をいただく中においては民設というものを取り入れていかなければならないという、その大きな情勢の変化。ただ、情勢は変化している中であっても、保育の基本は町がきちんと持って進めていくと。そのためにこういう条例もつくるわけです。ただ、全部丸投げではなくて、そこにはやっぱりうちの町も担当部署がございます。その中で本当にいろんな論議、いろんな教育がされた中で、民間というものも活用した中で、先般も所管事務で見せてもらいましたけれども、やっぱり各保育所の中で、民間の中でテーマを持っていただきまして、やっぱりそのテーマに忠実にこの業務を果たしていただくということにおいては、民間であってもそう大きく差はないのではないだろうか。ただ、その中でこの条例をつくって、今後とも、先ほどのお話ですけれども、公立と私立という部分の併設にはなりませんけれども、お互いにその中でいい面を出し合って、今後の保育行政をしていっていただければありがたいのではないかな。それにおいては、この条例は必要で、今後に向かうためにも必要なものではないかなと私は思います。以上です。

- 委員長（芳滝 仁） ほかに討論ございますか。  
(なしの声あり)
- 委員長（芳滝 仁） では、ないようでしたら、採決を行いたいと思います。  
議案第21号、幕別町立保育所条例原案について、賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)
- 委員長（芳滝 仁） 起立多数ですので、原案のとおり可決をいたしました。  
議案第22号、幕別町保育実施条例につきまして、原案について賛成の方の起立を求めます。  
(賛成者起立)
- 委員長（芳滝 仁） 賛成多数ですので、原案のとおり可決をいたしました。  
これで、2議案につきまして終了をさせていただきます。  
では、議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例と議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例につきまして、一括して意見をお受けしたいと思います。ありませんか。  
(なしの声あり)
- 委員長（芳滝 仁） ないようですので、では、一つずつご意見及び議論がないようありますから、議案につきまして一つ一つお伺いしたいと思います。  
議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

では、議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例につきましては、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例につきまして、原案のとおりご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

では、議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例につきましては、原案のとおり可決をいたしました。

続きまして、議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例につきまして、ご意見がございますでしょうか。

(なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） ないようです。

では、議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例につきまして、原案のとおりご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第26号、幕別町暴力団排除条例につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） ないようです。

では、議案第26号、幕別町暴力団排除条例につきまして、原案につきまして異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

議案第26号、幕別町暴力団排除条例につきましては、原案のとおり可決をいたしました。

以上をもちまして、付託されました議案の審査については、終了させていただきます。

次に、付託されました陳情の審査について行いたいと思います。

陳情第3号、「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして審査をさせていただきます。

ご意見がありましたら、お願いをいたします。中橋委員。

- 委員（中橋友子） この陳情にかかわりまして、意見を申し上げたいと思います。

このたびの新内閣、旧内閣からの引き継ぎ事項として、生活保護の基準を下げるということがテーマとしてありまして、新しい内閣になってから法案が提出され、それが議論をされているという、まだ決まっていないという現状にあります。

そこで、引き下げの中身というのは、ここにも書かれておりますけれども、今年の8月から3年間かけて670億円、これは国全体ですけれども、率にしまして6.5%引き下げ

るという提案であります。670億円のほかに、これは通常の扶助、毎月のものですけれども、期末の一時金というのもありまして、それがさらに引き下げられることになりまして、これは13年度中に一気に総額で70億円を減額するという中身で、合わせまして740億円の減額ということであります。

生活保護の受給者が年々ふえてきているということがありまして、今、214万人、昨年の11月の段階で214万7,303人というのが公式な数字であるようです。この引き下げが実施されましたら、まず直接、こういう受給者に減額ということで影響、96%の方に影響が出ると。4%の方はそのままだということです。特に影響が多いのは母子家庭ですとか、父子家庭の影響が多いと。いろんな試算がされまして、新聞報道等にもあるのですけれども、金額で大きい方は月額2万円の減額になるということも試算されております。これだけではなくて、生活保護基準というのは、国のいろんな制度の基本的な、参酌するときの基準になっているものですから、影響はいろんな制度に出てくる。町を見たときに、まず、一番たくさん影響が出るだろうと思うのは就学援助制度。これは、幕別町は、今、生活保護基準の1.3倍ということで定めておりますから、その生活保護基準が下がるということは就学援助の受給者も減るということです。

それから、次に影響が多いのは課税世帯、非課税世帯の区分。これが生活保護基準が充てられておりますので、それが下がっていくと。そのほかに、介護保険や国民健康保険などのいわゆる免除制度ですとか、減額制度、後期高齢者医療保険というものもあります。こういうものの定められている基準も下がります。それから、窓口の一部負担であるとか、いろいろありますが、こういったものに影響が出てきますので、国全体の中で一番人数的に影響が出るのは、この住民税非課税世帯。課税か、非課税かでは7,224万人に出るだろうというような試算も出されております。

そこで、国が引き下げの理由を提案してきているのが、物価が下がったと。2008年から2011年に比べて4.7%物価が下がっていると。だから、生活保護費も物価を基準にして出しているのだから、下げていいのだよということで、さかのぼって出してこられているのですね。ただ、この物価が、では、生活している実感として下がっているかというところが問題なのですが、確かに下落しているものがあります。それは、データ上では教育とか娯楽関係、あるいは家具だとか、パソコンとか、ビデオだとか、こういうものは下がっています。ですけれども、日常生活に欠かせない光熱費であるとか、水光熱費ですね、それから食料、交通だとか、通信機関、こういうものは逆に上がっています。これ、2008年を基準にされているのはどうしてかということ、物価指数というのがありまして、2008年が上がっているのですよね、高いのです。だから、そこから比べて下がりましたよ。でも、上がったときには生保は改定されていないのですよね。上がっていて下がったからというのならわかる。上がってなくて、そこを基準に下がってきているから下げるとするのは、いささか整合性がないなというふうに思うのですけれども、そういうことでもあります。

つまり、物価が下がっているから生保を下げますよということなのだけれども、受給者そのものの暮らしに直接ゆとりを持たせるような物価の下落の状況にはないということでもあります。

それで、もう一つ、今般ずっとニュース等に取り上げられてきた不正受給のことありましたよね。こういうことも生保に対して、このままじゃだめなのではないかという世論なんかもあって、こういう流れになってきているのではないかというのがありますよね。

それで、私も不正受給というのはやっぱり正されるべきだと思いますし、一番直近の不正受給で記憶にあるのは、滝川ですか、深川、札幌までタクシーで病院に行って、多額のお金を手に入れたというような、こういった不正受給。滝川ですね、滝川がありました。こういうことは本当に絶対に正されていかなければならないと思う。

しかし、全体の不正受給がどういうのが多いのかという、これも調べてみましたら、不正受給は今の生活保護の受給というのは、全体で、人数で214万人、件数では156万件ぐらいなのだそうですけども、その中の1.3%、件数で。ただ、金額からいえば、非常に少額で0.39%です。これは不正受給として正されました。その不正の中身というのは、多くは収入の未申告、それから過小申告。つまり、例えば家族構成で誰かがアルバイトしていたのが報告されなかったとか、というようなことがあります。そういったことで、きちっと正されれば、この不正受給については幾らでも改めていくことができるということがあります。

それで、もう一つだけ申し上げたいのは、生活保護を受けなければならない背景というのはやっぱり貧困の広がりなのですね。それで、ずっとこの間、給与所得が減ってきている、あるいは非正規労働者、そして病気であるとか、母子家庭であるとかって、いろんな状況があります。受給者の一番多いのは、中でも高齢世帯で45%超えているのですが、これは年金の低さが一番多い。その次に疾病が30%台、その次に母子家庭、父子家庭ということなのですけども、収入がやっぱり生活に届かないと。基準生活費に届かないというのがあります。実は届かない人数というのは800万人いるのだそうです。そのうちの156万人が生活保護を受けているということですから、捕捉率というのだそうです。生活保護そのものが受けている世帯の人数というのは、実際にきちっと見きわめていけば保護が必要である人たちも実は保護の適用にならない、本人が申告していないというのもありますけれども、そういう人たちが600万人を超えているというのが現状です。

これは、日本の中でそうだけれども、社会保障制度が確立されていった国などから見ると、生活保護を受給している人はぐんと少ないというデータも出ておまして、それで、やっぱり孤独死だとか、餓死だとか、いろんなことがありますけれども、やっぱり人が生きていく上の最終的なセーフティーネット、それは憲法で保障されている健康で文化的な、第25条ですけども、最低限度の生活を営む権利を有し、国はそれを保障しなければならないという、そこに基づくものでありますから、現状からして引き下げの状況にはありませんので、今のものを引き下げることは中止して、やっぱり現状をキープするということが私としてはこの陳情の中身について、そのような意見を持っております。

以上です。

- 委員長（芳瀧 仁） ほかにご意見はありますか。

(なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） 意見がないようです。それで、この陳情の扱いにつきまして、採択、不採択のことにつきましてないようですので、すぐ進めさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

一応みなさん方の思いを聞かせていただいて。議案は終わりましたのでね。異議ないようでしたら、意見がないようでしたら、この陳情を採択をするということで、異議はございませんか。小川委員。

- 委員（小川純文） この陳情でありますけれども、今されたお話もわかるわけですが、ただ、この生活保護費の基準の引き下げという中におきましては、本当に、これは国の中でも非常に論議をされて、今、国も景気対策ということでやっておりますけれども、本当に可処分所得の全般的な低下という中と照らした合わせた中においても、やっぱり一つの整合性がありながら、国も歳費を充てて、今回、生活保護の基準引き下げというものも出てきたと思いますし、ある面でいけば、この労働条件の中では最低賃金というものもあるかと思うのですけれども、これにおいても年々、この頃、近年、毎年、少しずつ上昇していっているという状況もある中で、非常に国が今回、見直しをかけて引き下げの方針を出したという中においては、非常にこれは判断がつきにくい状況もあるのではないかなと。

やはり、委員会に今回こうやって陳情ですので付託を受けたわけでありまして、もう少しこれについてはお時間をいただいて、もう少し勉強の時間もいただけたら、ありがたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

- 委員長（芳滝 仁） 陳情につきまして、小川委員のほうから、もう少し時間をかけて勉強し、審議をしたいという申し出がありました。そういう申し出がありますので、委員長といたしましては、きょうは、この陳情につきましては、この辺にさせていただいて、会期中に再度、陳情についての審査を委員会を開いてさせていただきたいと思いますが、そういうことで異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長（芳滝 仁） では、陳情第3号「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては、会期中の継続審査ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員会開催日につきましては、委員長と副委員長、相談させていただいて、みなさま方にお諮りしながら決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、その他につきまして事務局。事務局長。

- 議会事務局長（米川伸宜） その他につきまして1件申し上げたいと思います。  
通常ですと、閉会中の所管事務調査をここで決めていただくことになろうかと思うのですが、昨日、総務文教常任委員会も開催されました。その中で、議論というか、協議もされたところなのですが、最終日に委員会からの閉会中の所管事務調査の手続は通常通りとらせていただきたいと思います。その上でですが、5月に各常任委員会の改選を迎えます。それから、ちょうど局においても4月1日で人事異動が予定されております。そういったことを勘案すると、新しい委員会で所管事務調査になろうかという

こともあるのですが、時期的にちょっと難しいのかなということで、総務常任委員会においては緊急的な事故があった場合には対応する、開催しようかということになりましたので、その辺についてご協議いただきたいと思います。

- 委員長（芳滝 仁） 事務局よりの話がありましたが、そういう運びでよろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（芳滝 仁） では、そういう運びでさせていただきたいと思いますので、所管事務調査につきましては、新しい委員会のほうでということにさせていただきたいと思います。

ほかにその他ありませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（芳滝 仁） では、ないようでしたら、これをもちまして、民生常任委員会を閉会します。

（11：35 閉会）